

平成30年度

定款

定 款

社会福祉法人 清香園

社会福祉法人 清香園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の設置経営

(ロ) 小規模多機能型居宅介護事業の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 清香園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、介護を必要とする高齢者、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い交通費等の実費を支給することを妨げない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失はなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 札幌市北区新琴似1条3丁目35番22号、23号 所在の特別養護老人ホーム 清香園敷地 (2,644,16 平方メートル)

(2) 札幌市北区新琴似1条3丁目3番6号 所在の鉄筋コンクリート造3階建 特別養護老人ホーム 清香園建物1棟 (2,423,29 平方メートル)

(3) 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 特別養護老人ホーム 清香園物置1棟 (3.45 平方メートル)

(4) 札幌市北区新琴似2条13丁目125番68、125番56、125番69、125番70 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 サービス付高齢者向け住宅夢なごみ園舎 1棟の内、小規模多機能型居宅介護事業夢なごみ (184,90 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有

価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数3分の2以上の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業 (種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) サービス付高齢者向け住宅の設置経営
 - (2) 介護職員初任者研修事業の設置経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、札幌市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人 清香園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は法人ホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大泉	カヨ子
理事	渡邊	俊彦
理事	安井	隆弘
理事	齋藤	雍郎
理事	野呂	幸司
理事	井川	芳定
理事	大泉	晋
理事	志村	利晴
監事	澁谷	正之
監事	池西	勝幸

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日以降に就任する評議員を施行日前に選任する場合は、第6条の例によらなければならない。

役員及び評議員選出に関する定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人清香園（以下「法人」という。）定款第5条、第6条、第7条、第13条、第16条、第17条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員候補者推薦委員会の設置)

- 第2条 理事長は、この法人の役員及び評議員選任を公正かつ速やかにすることを目的とし、常設の役員及び評議員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 役員及び評議員の選任委員は3名とし、理事長が役員及び評議員推薦委員長（以下「委員長」という。）となる。他2名は、理事長が理事会の承認を得た理事とする。
 - 3 委員長は、役員及び評議員の任期途中の退任者の補充、または任期満了後の役員及び評議員推薦等の必要に応じてこれを招集する。
 - 4 推薦委員は、候補者推薦者名簿を作成し、評議員会及び理事会に提出する。

(中途退任)

- 第3条 役員及び評議員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届出るものとし、理事長は受取り後速やかに受理書を交付する。
- 2 直近の評議員会及び理事会で理事長が報告する。

(欠員の補充)

第4条 役員及び評議員の欠員補充については、直ちに第2条の規定を準用する。

(役員及び評議員の解任)

- 第5条 理事長は、評議員総数の2分の1以上の承認を得て、役員を解任できる。
- 2 理事長は、理事総数の2分の1以上の承認を得て、評議員を解任できる。
 - 3 理事長の解任は理事総数の過半数の同意を得れば解任できる。
 - 4 理事長、役員及び評議員の解任の場合は、当人の弁明の機会を与えなければならない。

附 則

この定款施行細則は

平成20年 3月13日より施行する。

平成21年 8月 8日 改正。

平成25年 8月 5日 改正。

平成26年 1月16日 改正

評議員会に関する定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人清香園（以下「法人」という。）が定める定款の規定をより明確にするため、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(評議員)

第2条 定款第16条に規定する他、評議員には地域の代表者を加えること。

- 2 評議員に利用者の家族の代表が加わることが望ましい。
- 3 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行なう者を、評議員総数の3分の1を超えて選任してはならない。
- 4 評議員の選任は、候補者推薦名簿に基づき、理事会で理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(評議員会)

第3条 評議員会は、諮問機関として、定款第14条に規定する事項について審議する。

定款第14条(7)に規定する「この法人の業務に関する重要事項」とは、経理規程上の入札を必要とする場合、借入金に係る契約で予算の範囲外の場合等が該当するものである。

- 2 理事の選任は、評議員会において評議員総数の過半数の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 監事の選任は、評議員会において行う。

附 則

この細則は平成25年 8月 5日より施行する。

この細則は平成26年 1月16日 改訂。

社会福祉法人清香園定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人清香園諸般の迅速な業務を図るために、理事長業務の専決権の範囲を明確にすることを目的とする。

(通則)

第2条 理事長は、別に定めるものの他、この細則の定めるところにより、その所管業務を専決することができる。

(理事長専決事項)

第3条 理事長は、次に掲げる業務を専決できる。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免については施設長・役職員の判断を尊重し決定する
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 100万円未満の建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの、ただし、施設長（特養）は20万円未満、管理者（特養以外）は15万円未満の物品購入等について専決できる
(金額20万円、15万円の根拠は経理規程、小口現金限度額)
 - ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ) 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ) 緊急を要する物品の購入等
- (6) 100万円未満の業務委託契約の締結
- (7) 基本財産以外の100万円未満の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (8) 損傷その他の理由により不要になった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄
- (9) 予算上の予備費の支出
- (10) 寄付金の受け入れに関する決定

附 則

この細則は平成17年 3月26日施行とする。

この細則は平成21年 8月 8日 改訂。

この細則は平成26年 1月16日 改訂。

理事会及び評議員会開催に関する定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 清香園(以下、「法人」という。)定款第9条、定款第13条の規定により、法人の管理運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び評議員会)

第2条 理事会及び評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期および審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 5月理事会・評議員会

前年度の決算報告及び事業実績報告

(2) 8月理事会・評議員会

当該年度の事業進行状況報告及び内部監事監査報告

(3) 11月理事会・評議員会

当該年度予算の補正及び事業計画の変更内部監事監査報告

(4) 2月理事会・評議員会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ 翌年度の予算及び事業計画

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第9条第3項、定款第13条第3項の規定に基づき臨時会の開催請求があったときに、理事長が招集する。ただし、監事1名からも開催請求ができる。

4 臨時会開催請求は、請求者全員の署名・押印された書面でなければならない。

(理事会の招集)

第3条 理事長は、理事会及び評議員会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各役員及び評議員に通知するものとする。ただし、臨時会の場合は、電話・ファックス等により招集をすることができる。

(出欠の確認)

第4条 役員の理事会及び評議員の評議員会出欠の意思は、口頭又は電話で理事会及び評議員会開催日の前日までに事務局に連絡する。

(臨時会開催請求の取下げ)

第5条 臨時会開催請求の取下げは、請求者全員の署名・押印された取下げ書を理事長宛てに提出することにより認められる。

附則

この定款施行細則は

平成20年 2月13日より施行する。

平成20年 4月 1日より施行する。

平成21年 8月29日より施行する。

平成23年11月24日より施行する。

平成25年 8月 5日より施行する。

社会福祉法人清香園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人清香園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第 3 条 理事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、1 回につき 5,000 円を支払う。なお、評議員を兼ねる理事が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

ただし、法人から勤務報酬等を得ている理事及び評議員には、これらを支払わないものとする。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 回につき 5,000 円を支払う。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 回につき 5,000 円を支払う。

3 第 1 項及び第 2 項にかかわらず法人から勤務報酬等を得ている理事及び評議員には、これらを支払わないものとする。

(理事長報酬)

第 5 条 理事長報酬は、1 日当たり 15,000 円とする。

2 前月 16 日から当月 15 日までの分を、毎月 25 日までに支払うものとする。

3 勤務状況を明確にするために、毎月 20 日までに、業務の内容、時間がわかる書類を提出することとする。

(監事の報酬)

第 6 条 監事が理事会に出席したとき、1 回につき 5,000 円を支払う。ただし、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が評議員会に出席したとき、1 回につき 5,000 円を支払う。ただし、同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬を支払わないものとする。

3 監事が、理事会又は評議員会以外のひにおいて、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務があった場合は、1回につき 5,000円を支払う。

(出張旅費)

第 7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程を準用する。

(慶弔等)

第 8条 役員及び評議員の慶弔に係る事項については、法人の慶弔規程を準用する。

(適用除外)

第 9条 事業の職員を兼務する理事及び評議員には、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 7日改定